

○静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成29年3月31日

規則第47号

改正 令和3年8月31日規則第66号

令和4年3月15日規則第15号

令和5年9月1日規則第54号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成17年静岡市規則第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請書の様式）

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）とする。

（令4規則15・令5規則54・一部改正）

（設立の認証の申請に係る定款等の縦覧）

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の縦覧は、市民局市民自治推進課（第4項において「縦覧場所」という。）において行う。

2 縦覧日は、静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 市長は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に縦覧に供しない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧場所に掲示する。

（令4規則15・旧第4条繰上・一部改正）

（補正の申立書の様式等）

第4条 条例第2条第6項に規定する申立書は、補正書（様式第2号）とする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書又は法第10条第1項各号に掲げる書類を添付するものとする。

(令4規則15・旧第5条繰上・令5規則54・一部改正)

(設立の認証等)

第5条 法第12条第3項の規定による認証の決定の通知は、特定非営利活動法人設立認証決定通知書(様式第3号)によるものとする。

2 法第12条第3項の規定による不認証の決定の通知は、特定非営利活動法人設立不認証決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(令4規則15・旧第6条繰上・令5規則54・一部改正)

(設立の登記完了の届出)

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(様式第5号)によるものとする。

(令4規則15・旧第7条繰上・令5規則54・一部改正)

(役員の変更等の届出)

第7条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書(様式第6号)によるものとする。

(令4規則15・旧第8条繰上・令5規則54・一部改正)

(定款の変更の認証の申請書の様式)

第8条 条例第4条第1項に規定する申請書は、定款変更認証申請書(様式第7号)とする。

(令4規則15・旧第9条繰上・令5規則54・一部改正)

(定款の変更の認証等)

第9条 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による認証の決定の通知は、定款変更認証決定通知書(様式第8号)によるものとする。

2 法第25条第5項において準用する法第12条第3項の規定による不認証の決定の通知は、定款変更不認証決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(令4規則15・旧第10条繰上)

(定款の変更の届出書の様式)

第10条 条例第4条第2項に規定する届出書は、定款変更届出書(様式第10号)とする。

(令4規則15・旧第11条繰上・令5規則54・一部改正)

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了証明書提出書(様式第11号)に添付して行うものとする。

(令4規則15・旧第12条繰上・令5規則54・一部改正)

(事業報告書等提出書の様式)

第12条 条例第6条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(様式第12号)によるものとする。

(令4規則15・旧第13条繰上・令5規則54・一部改正)

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第13条 条例第7条及び条例第13条の規定による閲覧及び謄写は、市民局市民自治推進課(以下この条において「閲覧場所」という。)において行う。

- 2 閲覧及び謄写に供する日は、静岡市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。
- 3 閲覧及び謄写に供する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 市長は、閲覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧及び謄写に供しない日を定め、又は閲覧及び謄写に供する時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示する。

(令4規則15・旧第14条繰上・令5規則54・一部改正)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請書の様式)

第14条 条例第8条に規定する申請書は、解散認定申請書(様式第13号)とする。

(令4規則15・旧第15条繰上)

(解散の認定等)

第15条 市長は、法第31条第2項の認定をしたときは、特定非営利活動法人解散認定通知書(様式第14号)により、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、法第31条第2項の認定をしなかったときは、特定非営利活動法人解散不認定通知書(様式第15号)により、その旨を通知するものとする。

(令4規則15・旧第16条繰上)

(解散の届出等)

第16条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書(様式第16号)によるものとする。

- 2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(令4規則15・旧第17条繰上)

(清算人の就任の届出等)

第17条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書(様式第17号)によるものとする。

る。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(令4規則15・旧第18条繰上)

(残余財産の譲渡の認証の申請書の様式)

第18条 条例第9条に規定する申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第18号)とする。

(令4規則15・旧第19条繰上)

(残余財産の譲渡の認証等)

第19条 市長は、法第32条第2項の認証をしたときは、残余財産譲渡処分認証通知書(様式第19号)により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、法第32条第2項の認証をしなかったときは、残余財産譲渡処分不認証通知書(様式第20号)により、その旨を通知するものとする。

(令4規則15・旧第20条繰上)

(清算終了の届出等)

第20条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(様式第21号)によるものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(令4規則15・旧第21条繰上)

(合併の認証の申請)

第21条 法第34条第4項に規定する申請書は、合併認証申請書(様式第22号)とする。

(令4規則15・旧第22条繰上・令5規則54・一部改正)

(合併の認証等)

第22条 法第34条第5項において準用する法第12条第3項の規定による認証の通知は、合併認証通知書(様式第23号)によるものとする。

2 法第34条第5項において準用する法第12条第3項の規定による不認証の通知は、合併不認証通知書(様式第24号)によるものとする。

(令4規則15・旧第23条繰上)

(合併の登記完了の届出)

第23条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第25号)によるものとする。

(令4規則15・旧第24条繰上・令5規則54・一部改正)

(検査をする職員の身分証明書の様式)

第24条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第26号)によるものとする。

(令4規則15・旧第25条繰上)

(聴聞の期日における審理の公開の請求等)

第25条 法第43条第3項(法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による請求は、聴聞の期日における審理の公開請求書(様式第27号)によるものとする。

2 法第43条第4項(法第67条第4項において準用する場合を含む。)に規定する書面の交付は、非公開理由書(様式第28号)によるものとする。

(令4規則15・旧第26条繰上)

(認定の申請書の様式)

第26条 条例第10条に規定する申請書は、認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(様式第29号)とする。

(令4規則15・旧第27条繰上・令5規則54・一部改正)

(特定非営利活動法人の認定等)

第27条 法第49条第1項(法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認定の通知は、認定(特例認定)特定非営利活動法人認定通知書(様式第30号)によるものとする。

2 法第49条第1項の規定による不認定の通知は、認定(特例認定)特定非営利活動法人不認定通知書(様式第31号)によるものとする。

(令4規則15・旧第28条繰上)

(認定の有効期間の更新申請)

第28条 法第51条第3項の規定による更新の申請は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(様式第32号)によるものとする。

(令4規則15・旧第29条繰上・令5規則54・一部改正)

(認定の有効期間の更新の認定等)

第29条 市長は、法第51条第2項の規定により有効期間の更新を決定したときは、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新決定通知書(様式第33号)により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、法第51条第2項の規定による有効期間の更新をしないことを決定したときは、認

定特定非営利活動法人の認定の有効期間の不更新決定通知書（様式第34号）により、その旨を通知するものとする。

（令4規則15・旧第30条繰上）

（認定特定非営利活動法人の代表者氏名の変更の届出）

第30条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（様式第35号）によるものとする。

（令4規則15・旧第31条繰上）

（役員報酬規程等の提出書の様式）

第31条 条例第12条第1項の規定による書類の提出は、認定（特例認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書（様式第36号）に法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して行うものとする。

（令4規則15・旧第32条繰上・令5規則54・一部改正）

（助成金支給書類等の提出書の様式）

第32条 条例第12条第2項に規定する提出書は、認定（特例認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書（様式第37号）とする。

（令4規則15・旧第33条繰上・令5規則54・一部改正）

（合併の認定の申請書の様式）

第33条 条例第14条に規定する申請書は、認定（特例認定）特定非営利活動法人合併認定申請書（様式第38号）とする。

（令4規則15・旧第34条繰上）

（合併の認定等）

第34条 市長は、法第63条第1項の認定をしたときは、認定（特例認定）特定非営利活動法人合併認定通知書（様式第39号）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、法第63条第1項の認定をしなかったときは、認定（特例認定）特定非営利活動法人合併不認定通知書（様式第40号）により、その旨を通知するものとする。

（令4規則15・旧第35条繰上）

（情報通信の技術を利用する方法により手続を行うために必要な事項）

第35条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と提出及び届出（以下「提出等」という。）をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を

通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は、当該提出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出等をする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする。

3 前項の規定により提出等を行う者は、当該提出等を書面等（情報通信技術活用法第3条第5項に規定する書面等をいう。以下同じ。）により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）第2条に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

4 第2項の規定により提出等を行う者は、市長の定める方法により当該提出等を行った者を確認するための措置をしなければならない。

5 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の提出等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

（1）提出等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合

（2）提出等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合

6 市長は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧及び閲覧に供するときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧及び閲覧に供することをを行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（令5規則54・追加）

（電磁的記録による備置きの方法）

第36条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

（1）作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

(令4規則15・旧第36条繰上・令5規則54・旧第35条繰下・一部改正)

(電磁的記録による作成の方法)

第37条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(令4規則15・旧第37条繰上・令5規則54・旧第38条繰下・一部改正)

(電磁的記録による閲覧の方法)

第38条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(令4規則15・旧第38条繰上・令5規則54・旧第37条繰下・一部改正)

(雑則)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令4規則15・旧第39条繰上・令5規則54・旧第38条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則に定められた様式に基づき作成された用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和3年8月31日規則第66号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所又は居所	法人にあっては、その主たる 事務所の所在地
申請者	氏名	
	電話番号	

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
- 7 添付書類
 - （1）定款
 - （2）役員名簿
 - （3）各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - （4）各役員の静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）第2条第2項各号に掲げる書面
 - （5）社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - （6）法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - （7）設立趣旨書

- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第2号（第4条関係）

補正書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は居所
申立者 氏名
電話番号

法人にあつては、その主たる
事務所の所在地
法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名

年 月 日に申請した特定非営利活動法人 の について
不備がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第4項（同法
第25条第5項及び同法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、補正を申
し立てます。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 補正の内容

補 正 前	補 正 後

- 6 補正の理由

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

申請者 様

静岡市長 氏 名 印

特定非営利活動法人設立認証決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の設立
については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により、認
証の決定をしたので、同条第3項の規定により通知します。

様式第4号（第5条関係）

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

申請者 様

静岡市長 氏 名 印

特定非営利活動法人設立不認証決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の設立
については、次の理由により不認証の決定をしたので、特定非営利活動促進法（平成10年法
律第7号）第12条第3項の規定により通知します。

理 由

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第5号（第6条関係）

設立登記完了届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 の設立の登記が完了したので、特定非
営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により、登記
事項証明書及び法第14条の財産目録を添えて届け出ます。

様式第6号（第7条関係）

役員変更等届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更内容

変更年月日 変更理由	役職名	氏名	住所又は居所

2 添付書類

変更後の役員名簿

（注）

- 1 変更理由の欄には、新任、再任、任満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。ただし、任満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。
- 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事等の別を記載してください。
- 3 役員が新たに就任した場合（任満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあつ

ては、次の書類を添付してください。

- (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）第2条第2項各号に掲げる書面

様式第7号（第8条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 定款の変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 定款の変更の理由

3 添付書類

- (1) 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- (2) 変更後の定款
- (3) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (4) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- (5) 役員名簿
- (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は、法第14条の成立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は、法第35条第1項の合併のときの財産目録）

(注)

- 1 添付書類のうち(3)及び(4)の書類は、当該定款の変更が法第11条第1項第3号

又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付してください。

- 2 関係書類のうち（5）から（7）までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付してください。

様式第8号（第9条関係）

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

定款変更認証決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の定款
の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準
用する同法第12条第1項の規定により、認証の決定をしたので、同条第3項の規定により通
知します。

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

静岡市長 氏 名 印

定款変更不認証決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の定款
の変更については、次の理由により不認証の決定をしたので、特定非営利活動促進法（平成
10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第3項の規定により通知します。

理 由

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第10号（第10条関係）

定款変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第6項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 定款の変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 定款の変更の理由

3 変更の年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- (2) 変更後の定款

様式第11号（第11条関係）

定款変更登記完了証明書提出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

提出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

定款の変更の登記が完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

様式第12号（第12条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

提出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出します。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

様式第13号（第14条関係）

解散認定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

3 添付書類

目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第 14 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

特定非営利活動法人解散認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の解散
については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第2項の認定をしたので
通知します。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

静岡市長 氏 名 印

特定非営利活動法人解散不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の解散
については、次の理由により不認定としたので通知します。

理 由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第16号（第16条関係）

解散届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

次のとおり特定非営利活動法人 を解散したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第31条第4項の規定により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて届け出ます。

- 1 解散事由の該当規定 法第31条第1項第 号
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

様式第 17 号 (第 17 条関係)

清算人就職届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動法人 _____ の清算人就職登記を行ったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第 18 号（第 18 条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

申請者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種 類	数 量	

（注）残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載してください。

様式第 19 号 (第 19 条関係)

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

清算人 様

静岡市長 氏 名 印

残余財産譲渡認証通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人 様の残余
財産の譲渡については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条第2項の認証
をしたので通知します。

様式第 20 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
清算人 様

静岡市長 氏 名 印

残余財産譲渡不認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 様の残余
財産の譲渡については、次の理由により不認証としたので通知します。

理 由

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 21 号（第 20 条関係）

清算終了届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条の3の規定により登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第22号（第21条関係）

合併認証申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第34条第4項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的
- (6) 定款に記載された特定非営利活動の種類

2 添付書類

- (1) 合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の謄本
- (2) 定款
- (3) 役員名簿
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (5) 各役員の静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）第2条第2項各号に掲げる書面

- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (8) 合併趣旨書
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第 23 号 (第 22 条関係)

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

合併認証通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人 の合併の認証
については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第5項において準用する
同法第12条第1項の規定により認証したので通知します。

様式第 24 号（第 22 条関係）

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

合併不認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の合併については、次の理由により不認証としたので特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第5項において準用する同法第12条第3項の規定により通知します。

理 由

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第25号（第23条関係）

合併登記完了届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 の合併の登記が完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録を添えて届け出ます。

(表)

第 号	身 分 証 明 書	
写 真 貼 付	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
<p>上の者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項又は第64条第1項の規定により検査を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">静岡市長 氏 名 印</p>		

90ミリメートル

58ミリメートル

(裏)

<p>特定非営利活動促進法抜粋</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>
--

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

様式第 27 号（第 25 条関係）

聴聞の期日における審理の公開請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

請求者 名 称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第3項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり聴聞の期日における審理の公開を請求します。

1 審理の公開を請求する行政庁の処分

- 特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
- 認定特定非営利活動法人の認定の取消し
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の取消し

2 公開請求理由

様式第 28 号（第 25 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

静岡市長 氏 名

非公開理由書

年 月 日付けで請求のあった特定非営利活動法人 の
に係る聴聞の期日における審理については、次の理由により公開により行わないものとする。

理 由

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第29号（第26条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第2項（第58条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、認定（特例認定）特定非営利活動法人としての認定（特例認定）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 事業年度 月 日から 月 日まで
- 3 パブリックサポートテストの基準
- 4 過去の認定の有無 無 ・ 有
 - (1) 過去の認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (2) 過去に認定した所轄庁
- 5 過去の特例認定の有無 無 ・ 有
 - (1) 過去の特例認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (2) 過去に特例認定した所轄庁
- 6 認定取消の有無 無 ・ 有
 - (1) 取消日 年 月 日
 - (2) 取り消した所轄庁
- 7 特例認定の取消の有無 無 ・ 有
 - (1) 取消日 年 月 日
 - (2) 取り消した所轄庁
- 8 添付書類
 - (1) 寄附者名簿
 - (2) 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注)

- 1 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、本申請において適用するパブリックサポートテストの基準の記載及び添付書類のうち(1)については添付の必要はありません。
- 2 記載事項4から7までの(1)及び(2)については、それぞれ該当がない場合は記載の必要はありません。

様式第 30 号 (第 27 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人認定通知書

年 月 日付で申請のあった認定 (特例認定) 特定非営利活動法人としての認定 (特例認定) については、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第45条第 1 項各号 (同法第59条各号) に掲げる基準に適合すると認められることから、同法第44条第 1 項 (同法第58条第 1 項) の認定 (特例認定) の決定をしたので、同法第49条第 1 項 (同法第62条において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

認定 (特例認定) の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 31 号 (第 27 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人不認定通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人 の認定 (特例認定) については、次の理由により不認定の決定をしたので、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 49 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

理 由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第32号（第28条関係）

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 事業年度 月 日から 月 日まで
- 3 パブリックサポートテストの基準
- 4 認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 更新申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付書類
 - （1）認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - （2）寄附金を充当する予定の具体的に事業の内容を記載した書類

様式第 33 号 (第 29 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人としての有効期間の更新を受けるための申請については、次のとおり有効期間の更新の決定をしたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第49条第1項の規定により通知します。

認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 34 号（第 29 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定特定非営利活動法人認定有効期間不更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人としての有効期間の更新については、次の理由により有効期間を更新しないことを決定したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第49条第1項の規定により通知します。

理 由

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 35 号(第 30 条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人代表者変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

主たる事務所の所在地
届出者 名 称
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり代表者に変更があったので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 53 条第 1 項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更の内容

区分	氏 名	住所又は居所
変更前		
変更後		

様式第 36 号（第 31 条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

提出者 名 称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により関係書類を添えて提出します。

- 1 認定（特例認定）有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 事業年度 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類

- （1）前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- （2）前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）
- （3）法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

（注） 添付書類のうち(1)の書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は添付の必要はありません。

様式第 37 号 (第 32 条関係)

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

主たる事務所の所在地

提出者 名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第55条第2項 (同法第62条において準用する場合を含む。) の規定により当該支給の実績について提出します。

- 1 認定 (特例認定) 年月日 年 月 日
- 2 認定 (特例認定) の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 助成金支給実績

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

様式第38号(第33条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第63条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 2 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 事業年度 月 日から 月 日まで
- 4 パブリックサポートテストの基準
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要
 - (6) 認定又は特例認定の区分
- 6 合併により消滅する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) その他の事務所の所在地
 - (5) 存続する法人が現に行っている事業の概要
 - (6) 認定又は特例認定を受けている場合はその区分
- 7 添付書類

- (1) 寄附者名簿
- (2) 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注) 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、この申請において適用するパブリックサポートテストの基準の記載及び添付書類のうち(1)については添付の必要はありません。

様式第 39 号 (第 34 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人合併認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 合併の認定
の申請については、次のとおり認定したので、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号)
第63条第5項の規定において準用する同法第49条第1項の規定により通知します。

認定 (特例認定) の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 40 号 (第 34 条関係)

第 号

年 月 日

特定非営利活動法人

代表者 様

静岡市長 氏 名 印

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人合併不認定通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人 の合併については、次の理由により不認定としたので特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第63条第 5 項の規定において準用する同法第49条第 1 項の規定により通知します。

理 由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第1号 (第2条関係)

(令3規則66・令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第2号 (第4条関係)

(令3規則66・令4規則15・一部改正)

様式第3号 (第5条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第4号 (第5条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第5号 (第6条関係)

(令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第6号 (第7条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第7号 (第8条関係)

(令3規則66・令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第8号 (第9条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第9号 (第9条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第10号 (第10条関係)

(令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第11号 (第11条関係)

(令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第12号 (第12条関係)

(令4規則15・令5規則54・一部改正)

様式第13号 (第14条関係)

(令3規則66・令4規則15・一部改正)

様式第14号 (第15条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第15号 (第15条関係)

(令4規則15・一部改正)

様式第16号 (第16条関係)

(令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第17号 (第17条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第18号 (第18条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・一部改正)

様式第19号 (第19条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第20号 (第19条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第21号 (第20条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第22号 (第21条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第23号 (第22条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第24号 (第22条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第25号 (第23条関係)

(令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第26号 (第24条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第27号 (第25条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・一部改正)

様式第28号 (第25条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第29号 (第26条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第30号 (第27条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第31号 (第27条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第32号 (第28条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第33号 (第29条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第34号 (第29条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第35号 (第30条関係)

(令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第36号 (第31条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第37号 (第32条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第38号 (第33条関係)

(令 3 規則66・令 4 規則15・令 5 規則54・一部改正)

様式第39号 (第34条関係)

(令 4 規則15・一部改正)

様式第40号 (第34条関係)

(令 4 規則15・一部改正)